

# 社会福祉法人みぶ福社会役員及び評議員の報酬及び

## 費用弁償に関する規程

(この規程の趣旨)

第1条 役員及び評議員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、この規程の定めるところによる。

(報酬の支給)

第2条 報酬は、役員及び評議員が社会福祉法人みぶ福社会（以下「法人」という。）の定款に基づき、理事会又は評議員会に出席して、その職務を遂行する場合（監査を実施する場合も含む。）1回当たり、7,221円を支給する。

(費用弁償による旅費の支給)

第3条 前条の職務を遂行する場合、交通費等の費用弁償による旅費として、1回当たり次の額を支給する。

- |                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 山県郡北広島町在住の者 | 1,000円                  |
| (2) 前(1)以外の者    | 交通費の実所要額を考慮して理事長が別に定める額 |

(支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償による旅費の支給方法については、役員及び評議員が第2条の職務を遂行する都度、現金をもって支給するものとする。

附則 この規程は平成12年 5月29日から施行する。

附則 この規程は平成19年 6月 1日に改正する。

附則 この規程は平成27年12月 1日に改正する。